委員会の審査状況

本会議で委員会に付託された議案などの一部を紹介します。
なお、掲載する議案などは、各委員会の委員が選定しています。

もっと詳しく知りたい方はこちら

各常任委員会で審査した議案の議決結果や委員長報告の詳細は、市議会ホームページをご覧ください。

流山市議会 常任委員会審査概要・資料　検索

なぜ委員会で審査するの？

流山市議会では、議会に提出された「議案・請願・陳情」をそれぞれ担当の委員会に付託し、詳細な審査を行っています。各常任委員会の所管事項は、以下のとおりです。

委員会審査を含めた定例会の流れについては、『流山市議会だより第172号』の５面で詳しくご紹介しています。どうぞご覧ください。

『流山市議会だより第172号』はこちらからもご覧いただけます。

流山市議会だより第172号　検索

総務委員会

総合政策部・総務部・財政部・会計管理者・選挙管理委員会・監査委員・固定資産評価審査委員会の所管に属する事項、他の常任委員会の所管に属しない事項

議案9件、陳情1件を審査

議案第80号「令和7年度流山市一般会計補正予算（第4号）」

歳出では、保育施設への運営費や障害福祉サービスなどの給付費、人事院勧告などに基づく人件費などを追加し、歳入では、財源調整のため財政調整積立基金繰入金や保育施設への運営費と障害福祉サービスなどの給付費に係る国県支出金を追加するなど所要の補正を行うもので、既定の歳入歳出予算にそれぞれ33億7,111万4千円を増額し、補正後の予算総額を901億6,013万4千円とするものです。（※）

➡ 全会一致で可決すべきものと決定。

総務委員会に付託されたその他の案件
議案第81号～第88号、陳情第29号

教育福祉委員会

健康福祉部・子ども家庭部・教育委員会の所管に属する事項

議案17件、陳情4件を審査

陳情第24号「「多子世帯の保育料軽減」を求める陳情書」

市の保育料について、次の2項目を求めるものです。
①令和8年度から、第1子、第2子の年齢や保護者の収入に関わらず、第3子以降の保育料を無償にしてください。
②①の実現により保育料の負担が軽減される世帯数と、①を実現するために必要な経費を明らかにしてください。

➡ 全会一致で継続審査とすることに決定。

教育福祉委員会に付託されたその他の案件
議案第89号～第105号、陳情第25号、第26号、第28号

市民経済委員会

市民生活部・経済振興部・環境部・農業委員会の所管に属する事項

議案2件、陳情1件を審査

陳情第27号「高額療養費制度の負担上限額引き上げの白紙撤回を求める意見書の国への提出を求める陳情書」

国に対して「高額療養費制度の負担上限額引き上げの白紙撤回を求める意見書」の提出を求めるものです。

➡ 1対5で不採択すべきものと決定。

市民経済委員会に付託されたその他の案件
議案第106号、第107号

都市建設委員会

まちづくり推進部・土木部・消防・上下水道局の所管に属する事項

議案3件を審査

議案第108号「令和7年度流山市下水道事業会計補正予算（第1号）」

下水道事業収益において、令和6年度の流域下水道維持管理負担金の額が確定したため、清算に伴う還付金を計上するもので、特別利益の既決予定額に9,175万3千円を増額し、総額を42億3,559万4千円とするものです。また、資本的収支において、「主要地方道越谷流山線バイパスの道路整備に併せた和田堀都市下水路改修事業の用地補償に関する協定書」に基づいた令和7年度費用負担額が確定したため、資本的支出に土地購入費1,177万円を計上し、同額を一般会計からの繰入金として資本的収入に計上するものです。これにより、資本的支出の総額は33億7,708万5千円、資本的収入の総額は25億1,581万4千円となるものです。（※）

➡ 全会一致で可決すべきものと決定。

都市建設委員会に付託されたその他の案件
議案第109号、第110号

●各委員会の記事に記載の議案説明（※）の文章は、市長からの議案の提案理由説明から抜粋したものです。●各委員会に付託されたその他の案件名については、８面をご覧ください。